**日本学生支援機構　大学院 第一種　奨学金**

＜医学研究科

所属学生向け＞

**「特に優れた業績による返還免除」**

「特に優れた業績による返還免除」とは、大学院第一種奨学生で本年度中に貸与終了となる者のうち、大学院在学中に優れた業績を挙げた者として、大学からの推薦を受け、機構が認定した場合に、貸与金額の全額又は半額を免除する返還免除制度です。希望者は下記のとおり各所属研究科教務掛等へ申し出てください。

記

**１．対象者**

大学院第一種奨学生採用者で、本年度中に貸与が終了する(した)者　（満期・辞退・退学 等）

○課程修了は要件とはしませんが、貸与終了時の在学している課程で優れた業績を挙げたことが必要です。

○日本学術振興会特別研究員採用予定者で、本年度中(令和5年3月まで)に日本学生支援機構の第一種奨学金を辞退等貸与終了する者は、今回の免除申請の対象となります。

○第二種から第一種へ移行した(追加採用等により変更となった)者は、第一種奨学金分のみが対象となります。

**２．提出書類及び期限**

**提出書類：**

**①業績優秀者返還免除申請書（様式1）：各7部＜下記ウェブサイトで配布＞**

<http://www.med.kyoto-u.ac.jp/blog/japan/scholarship/scholarship-20161215/>

※申請書のうち様式1は必ず両面刷りで提出してください。

 **②業績一覧（医学研究科様式）：各7部＜上記ウェブサイトで配布＞**

**③特に優れた業績を証明する資料:各7部＜様式任意＞**

※下記医学研究科選考基準参照。

※業績については、在学している課程で、貸与期間中に挙げたものとしてください。（例えば、修士課程２回生から奨学生に採用されている場合は、修士課程１回生の時に挙げた業績は対象となりません。）

※各資料の右上に資料番号を記載し、（様式１）「業績の種類」の該当する資料番号欄へ記載してください。

※著書や作品等現物の必要ありません。コピーや写真等、評価されたことがわかるものがあれば結構です（雑誌の掲載部分や賞状の写し等）。

※「学位論文その他の研究論文」は論文全体の写しでなくても、作者（本人）・作成年月日及び論文タイトルが分かる部分の写し等と論文内容の概要があれば結構です。

※成績証明書等、医学研究科選考基準より業績評価の対象とならない業績の提出は不要です。

※論文や雑誌の掲載などの場合、自身の業績と確認できる部分をマーカーすること。

**※②業績一覧（医学研究科様式）各7部と③特に優れた業績を証明する資料各7部については、一部ずつ１セットになるようクリップ止めし、７セット提出するようにしてください。**

  **提出場所：**医学研究科　教務課　大学院教務掛（医学部C棟1階）

　　　　　　　※但し、人間健康科学系専攻の学生は人間健康教務掛に提出してください。

　　**提出期限：2023年2月1日（水）午後5時厳守**

|  |
| --- |
| 　**医学研究科選考基準*** 医学研究科においては、「京都大学奨学金返還免除候補者選考に係る実施要領」の第6条に掲げる項目から、次に掲げる業績を評価して特に優れた業績を挙げたと認定することとする。

１　研究（学位論文等）①学位論文その他の研究論文①－１　学位論文（修士論文含む）①－２　レフリー制のある学会誌、学術誌への掲載論文①－３　日本学術振興会特別研究員フェローシップ等（奨学金・研究費等）の獲得①－４　学会、学術集会での発表①－５　その他研究科等で認める業績として、上記論文における各候補者の貢献度②大学院設置基準第１６条に定める研究の成果②－１　大学院設置基準第１６条に定める修士論文に代わる特定の課題についての研究の成果 |

**３．返還免除額**

選考の上、貸与金額の全額又は半額が免除されます。

（注）本学から日本学生支援機構に推薦された者全員が免除される訳ではありません。

**４．免除者の決定時期**

2023年7月下旬（予定）

**日本学生支援機構より免除決定者へ直接通知されます。**

**５．注意事項**

**（１）令和5年度貸与期間が残る者で、令和5年４月以降の奨学金を継続しない者
〔辞退者（令和5年度日本学術振興会特別研究員内定者を含む）・退学予定者〕**

本年度の返還免除対象者となります。申請する場合には、事前に異動願を提出する必要がありますので、**２月２０（月）までに**教育推進・学生支援部学生課奨学掛へ提出してください。異動願の様式は　京都大学ホームページ＞日本学生支援機構奨学金の「異動・月額変更手続」にあります。

**（２）返還の手続き**

返還免除申請する者も、**必ず返還の手続き（平成２２年度以降採用者についてはリレー口座加入申込書のコピーを提出）が必要**です。まだ、返還の手続きをしていない者は、至急教育推進・学生支援部学生課奨学掛へ必要書類を提出してください。ただし、辞退・退学予定者でまだ返還書類が交付されていない者（これから異動手続を行う者等）については、異動手続後、教育推進・学生支援部学生課奨学掛から書類が交付され次第、速やかに提出してください。

**(３)既に本年度途中で貸与終了した者（辞退・退学等の手続き済み）**

本免除の認定結果が出る前に返還期日が到来する場合がありますので、返還免除を希望する者は、「返還のてびき」記載の「奨学金返還期限猶予願」と「業績優秀者返還免除申請書」のコピーを教育推進・学生支援部学生課奨学掛へ提出してください。奨学金を辞退等した場合で、引き続き大学に在学している者については、在学猶予願を提出することにより奨学金の返還は猶予されます。

**（4）新型コロナウイルス感染症に係る免除申請期間の延長対応について**

令和4年度に申請を希望していた者が、新型コロナウイルス感染症の影響（コロナ以外の事情は不可）による研究計画の遅延等のために、貸与期間中に業績を挙げることができなかった場合（課程修了者等令和5年度に当該課程に在籍しない者は除く）は、特例として、業績を挙げる期限を１年間猶予し、令和5年度の申請が可能になることがあります。

　　　　 令和3年度において「令和３年度業績優秀者返還免除期間延長届」を提出した者が引き続き該当する場合は本年度の特例対象となりますが、令和2年度においても「令和２年度業績優秀者返還免除申請期間延長届」を提出した者は対象となりません。

該当する場合は、2023年2月1日（水）午後5時までに様式3を医学研究科教務課大学院教務掛または人間健康教務掛までご提出ください。

2023年1月　医学研究科教務課

大学院教務掛（kyoumu-in@mail2.adm.kyoto-u.ac.jp）

人間健康教務掛（hs-kyomu@office.med.kyoto-u.ac.jp）